

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

赤字会社の減価償却

Q : 当社では、今期、思っていたほど売上が伸びず、赤字になってしまいました。

そこで、今期の決算では、減価償却を行わないことにしたいと考えているのですが、税務上問題はありますか。

A : 税務上特に問題ありません。

【解説】

固定資産の取得に要した費用は、取得価額を構成し資産として計上されますが、これを一定の方法により、各事業年度の費用として配分する会計上の手続きを減価償却といいます。

法人税法では、償却費として損金の額に算入する金額は、償却費として損金経理した金額のうち、償却限度額に達するまでの金額と規定しています。すなわち、任意償却の形式をとっており、会社が減価償却を行わなくても法人税法上、特に問題ありません。

赤字体質の会社で、繰越欠損金が控除できずたまっており、控除できる見込みがない場合や、過去において繰越欠損金はないけれども今後業績が悪化し、すぐに回復できないような場合には、減価償却をしないことにより損失を繰り延べると、繰越欠損金を有効に活用することができます。

ただ、商法では、「毎決算期に相当の償却を為し」と規定されていて、任意の償却を認めていません。親族のみが出資者の同族企業であれば、それほど問題はないでしょうが、将来株式公開を目指すような法人は、そのことも念頭に置いておく必要があるでしょう。

